

北九州市地元企業優先発注実施要綱

物品等供給契約における地元企業優先発注実施要綱(平成10年3月27日北九契管第289号)の全部改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における物品等供給契約及び測量・設計等委託契約の執行に当たり、本市経済の振興と地元企業の育成を図るため、地元企業への発注に関し、必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 この要綱は、北九州市契約規則、北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則、北九州市測量業務、建設コンサルタント業務等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則及びこれらの運用基準の範囲内において適用するものとする。

2 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける契約については、この要綱は適用しない。

(有資格業者の区分)

第3条 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則及び北九州市測量業務、建設コンサルタント業務等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則に基づく有資格業者名簿に記載されている企業等（以下「有資格業者」という。）を次のとおり区分し、技術監理局契約部長（以下「契約部長」という。）が認定する。

区 分		定 義
地元企業	市内企業	法人登記簿上の本店若しくは本社が市内にある有資格業者又は主たる事業所が市内にある有資格業者をいう。
	準市内企業	市内にある支店、営業所等の長等に本市との契約に関する権限を委任している有資格業者をいう。ただし、本市調査により、支店、営業所等としての実態がないと認められた者を除く。
市外企業		上記以外の有資格業者をいう。

(指名又は選定の順位)

第4条 指名競争入札又は随意契約により契約を締結するときは、競争性の確保に配慮するとともに、指名又は選定が特定の有資格業者に偏ることや固定化することがないように留意し、次の順位にしたがって有資格業者を指名又は選定をするものとする。

- 第1順位 市内企業
第2順位 準市内企業
第3順位 市外企業

- 2 前項において、市内企業だけでは競争性が確保されない、又は市内企業では取り扱えないなど、一定の理由により市内企業以外の有資格業者を指名又は選定をする必要がある場合は、準市内企業、市外企業の順で拡大できるものとする。市内企業以外の有資格業者の指名又は選定に必要な手続きは次の表のとおりとする。

市内企業以外に指名又は選定をする有資格業者	市内企業以外の有資格業者の指名又は選定に必要な手続き	手順等
準市内企業	局等総務担当課への合議	契約主管課長は、起案文書に準市内企業へ発注する理由を表示し、局等総務担当課に合議する。 ※局等総務担当課は、準市内企業を指名又は選定する必要性を十分に確認する。
市外企業	契約部長の承認	①契約主管課長は、事前に市外企業への発注に関する審査申請書（様式）に審査資料を添えて、契約部長に提出する。 ※契約部長は、契約主管課長に対し、申請の内容について説明を求めることができる。 ②契約部長は、市外企業への発注に関する審査申請書を受理したときは、速やかに審査してその可否を決定し、契約主管課長に審査結果決定通知書（様式）を送付する。 ※本通知書は執行伺等に添付する。

- 3 複数の課(課に相当するものを含む。)の職員からなる合議体をもって準市内企業を指名又は選定をするものについては、前項の局等総務担当課への合議は要しないものとする。
- 4 北九州市物品調達等業者選定委員会設置要綱又は北九州市建設工事等業者選定委員会設置規程に基づき指名又は選定をするもの及び所在地が市外にある事務所が行う契約については、第2項の市内企業以外の有資格業者の指名

又は選定に必要な手続きに関する規定は適用しない。

（地元企業優先発注の例外）

第5条 次の各号のいずれかに該当する場合は、前条第2項の市内企業以外の有資格業者の指名又は選定に必要な手続きに関する規定は適用しない。その該当する内容を執行伺（契約の特記事項欄）等に、記載例のとおり記載し、理由を明記するものとする。ただし、（1）、（3）、（4）及び（10）については記入は要しないものとする。

記載例：地元企業優先発注の例外規定 第 号を適用

- （1） 新聞、雑誌、官報、法令集その他定期刊行物の買入契約
- （2） 官公署並びにこれらが設置する試験場、職業訓練所、授産所及び学校並びに独立行政法人、国立大学法人、特殊法人、地方独立行政法人、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、公益社団法人、公益財団法人、特例社団法人及び特例財団法人に対する契約
- （3） ガス（プロパンガス及び高圧ガスを除く。）及び電気の供給契約
- （4） 電気通信の供給契約
- （5） 地方公共団体の行為を秘密にする必要のあるものの契約
- （6） 特定物の買入契約
- （7） 一個人又は一法人において専有する専有物品の買入契約
- （8） 特許及び実用新案等に係る物品でその技術によらなければ製造することができないもので、他に販売権を有する業者のないときの買入契約又は製造の請負契約
- （9） 非常災害時又は市民の生命、生活等に危険を及ぼすおそれがあると認められる場合における、救助物品の購入、施設等の保守・保安等の急施を要する契約
- （10） テレビの受信契約
- （11） 学術又は技芸の保護、奨励及び調査研究のための契約
- （12） 設備、機器及び情報システムに係る保守、修繕、改修及び部品等の買入れで、他の業者では対応できない契約

（委任）

第6条 この要綱の施行に関し必要な事項は、契約部長が別に定める。

付 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行し、同日以後に指名又は選定をする契約について適用する。